

シビックプライドの醸成

# 稲城市、コミュニティ・スクールの導入 (学校運営協議会制度)

～ 学校運営協議会をととした持続可能な未来の学校づくり・地域づくり ～

稲城市教育委員会



～ 学校運営協議会を設置することになりました ～

子どもの成長

学校の成長

地域の成長

この度、令和4年度から設置する「学校運営協議会」は、“熟議”をとおして学校と地域が共に歩み、共に社会を生きることを目指します。

## ～ 学校運営協議会制度の導入 ～

平成29年4月の改正法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）施行により、学校運営協議会の設置が努力義務化されました。（令和4年3月迄）

### （背景）

- ◆ 課題の複雑化・多様化
- ◆ 学校と地域の連携・協働の重要性
- ◆ 開かれた学校づくり
- ◆ 地域とともにある学校への転換



◆ 「学校運営協議会」について

◆ 「コミュニティ・スクール」について

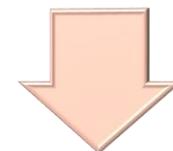


学校運営連絡協議会



「話し合う」 = 協議

学校運営協議会



「知恵を出し合う」 = 熟議

## ～ 知恵を出し合う = 熟議とは ～

「熟議」とは、「熟慮」と「討議」を重ねることを指します。

- ①多くの当事者（地域住民、保護者、教職員等）が集まって、
- ②学校や地域が抱える課題について学習・熟慮し、討議することにより、
- ③互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、
- ④解決策が洗練され、
- ⑤個々人が納得して自分の役割をはたすようになる。

**熟 議**

## ～ 移行のイメージ ～

保護者や地域住民等が学校運営に参画する持続可能な仕組みへ

学校運営協議会

「熟議」

教育委員会規則を制定し、法律に基づく仕組みに位置づけます。

「協議」

学校運営連絡協議会

地域に根ざした学校運営のため協議会を設置し、定期的な意見交換、協議を行い、地域に開かれた学校を目指す連絡協議会

教育委員会規則や、教育委員会の方針等に基づき学校が作成する要綱等により設置されている会議体で、校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べるができる会議体という位置づけです。



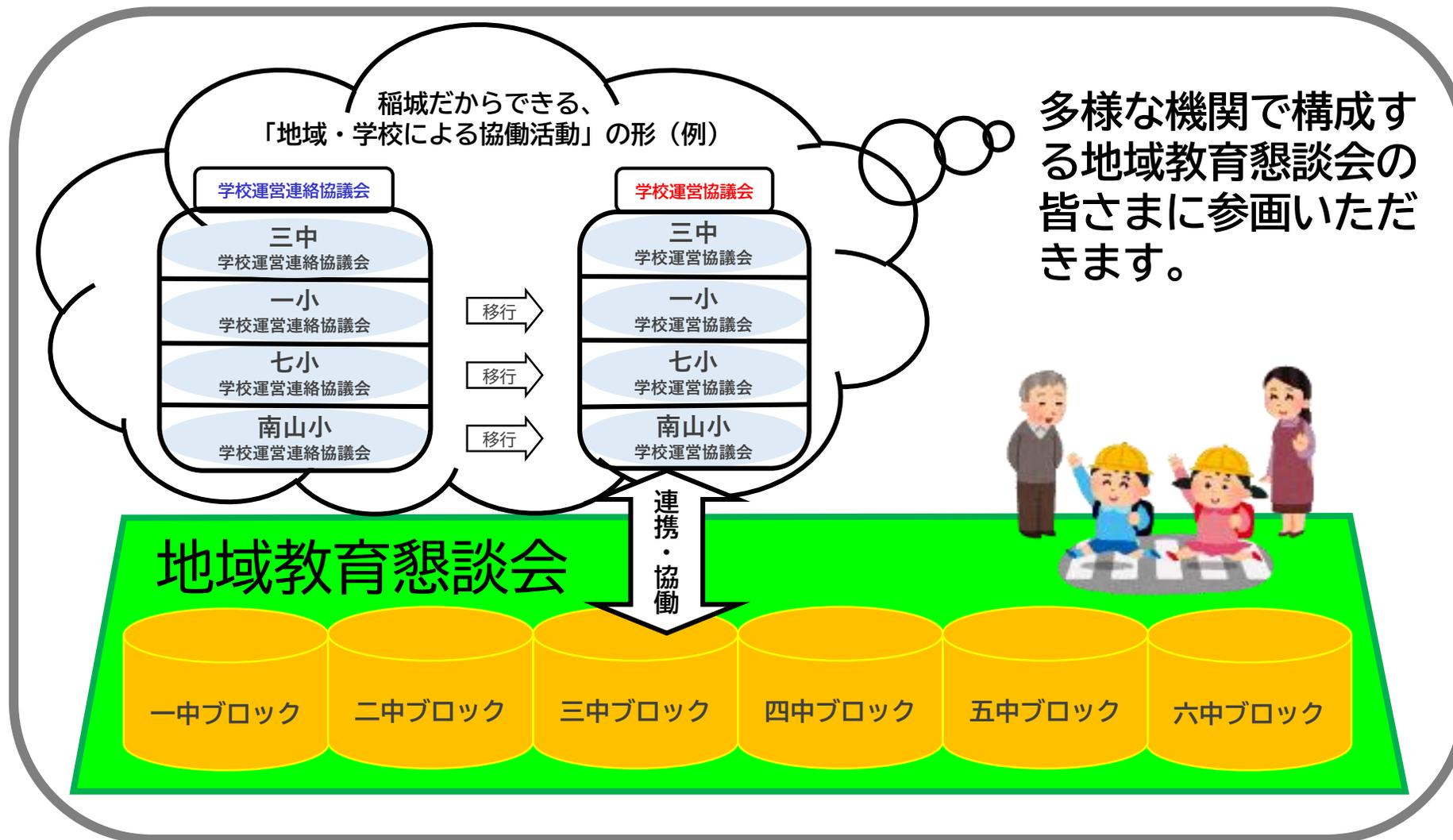
## ～ 学校運営連絡協議会と学校運営協議会の違い ～

	(既設) 学校運営連絡協議会	(新設) 学校運営協議会
目的	○保護者及び地域住民等の意向を把握及び反映し並びに保護者等の協力を得ることを目的とする。	○保護者や地域の住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ確実に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組むことを目的とする。
根拠例規	稲城市立学校の管理運営に関する規則（昭和53年教育委員会規則第4号）第12条の4	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5
主な内容	<p>学校運営連絡協議会は、校長の学校運営を支援するものである。</p> <p>【役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○委員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べる。</li> <li>○校長へ保護者や地域住民の意向を伝え、学校運営への反映に協力する。</li> <li>○地域に根ざした学校運営への支援のため、保護者や地域住民の協力を得る。</li> </ul>	<p>学校運営協議会は、教育委員会により設置され、学校の運営について、一定範囲で法的な効力をもつ意思決定を行う合議制の機関である。</p> <p>【役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校運営に関する基本的な方針について承認する。（必須）</li> <li>○学校運営に関して教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。（任意）</li> <li>○教職員の任用等に関して教育委員会に意見を述べるができる。（任意）</li> </ul>
委員等	<p>○当該学校の教職員以外の者で、教育に深い理解及び識見を有する者 ※構成員について、稲城市立学校の管理運営に関する規則及び稲城市立学校運営連絡協議会設置要綱のいずれにも定めていない。</p> <p>○校長の推薦により、教育長が委嘱する。</p>	<p>○地域住民・保護者、当該校長、その他教育委員会が必要と認める者 ※構成員については、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者、地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者、対象学校の校長、対象学校の教職員、その他教育委員会が適当と認める者</p> <p>○校長の推薦により、教育委員会が任命する。</p>
報酬	○支給なし。	○委員となる者が非常勤の特別職の地方公務員の身分を有することから、1人当たり月額1,100円（案）を支給する。
学校数	○市内全小中学校で設置済（R3.5.1現在）	○全国11,856校で指定済（R3.5.1現在）※文部科学省調査

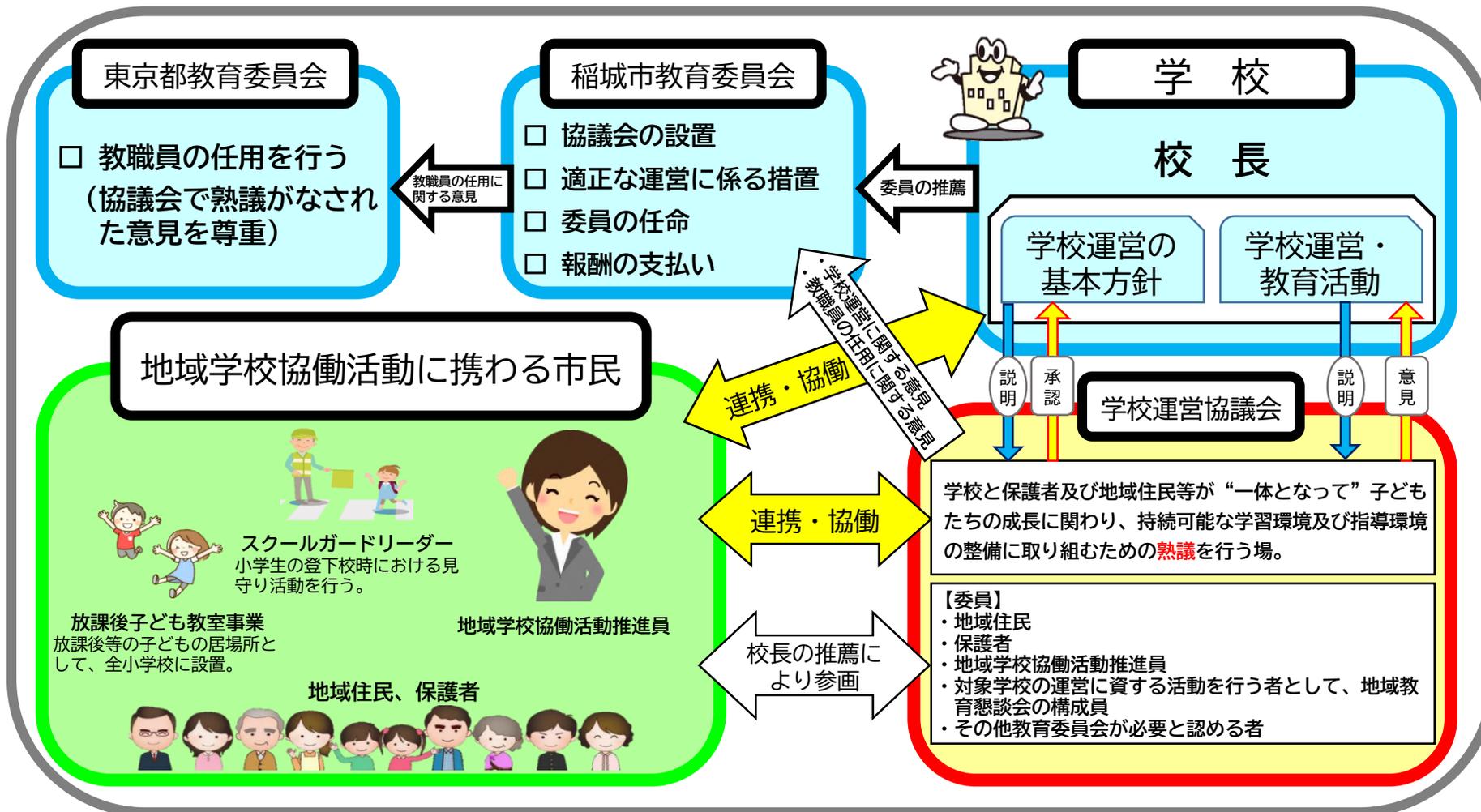
～ 学校運営協議会の委員について ～

- ① 対象学校の所在する**地域の住民**
- ② 対象学校に在籍する児童又は生徒の**保護者**
- ③ **地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者**
- ④ 対象学校の校長、対象学校の教職員
- ⑤ その他当該教育委員会が必要と認める者

～ 地域教育懇談会の皆さまに参画いただく稲城市全体におけるイメージ ～



# ～ 一校単位における運営イメージ ～





学校運営協議会に参画いただくことで  
“生まれる様々な「魅力」”



## ～ コミュニティ・スクールに参画いただくことで生まれる魅力の例 ～

### 子どもにとっての魅力

- 子どもたちの学びや体験活動が充実し、シビックプライドの育成に繋がります。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域に生きる者としての自覚から、自助・共助の精神を育むことに繋がります。
- 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。

### 教職員にとっての魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営を行うことで「社会に開かれた教育課程」の実現が可能になります。
- 様々な地域人材を活用することで、教育活動の幅が更に広がります。
- 地域コミュニティとの更なる連携強化に繋がります。

### 保護者にとっての魅力

- 学校や地域への理解が深まり、家庭教育の充実化が期待されます。
- 保護者同士や地域の人々との更なる人間関係の構築に繋がります。
- 地域の中で子どもたちが育てられているという安心感があります。

### 地域の人々にとっての魅力

- 豊富な人生経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
- 学校が社会とオープンにつながり、地域のよりどころとなります。
- 学校を核とした地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながります。
- 発災時等の自主防災活動（自助・共助）の強靱化が期待されます。

学校の課題解決のために、

意見、承認し、目標を共有

Yes → Let's へ

(受動)

(能動)



稲城市、コミュニティ・スクールから、持続可能な共生社会へ

共に“魅力”を探しましょう



## ～ 稲城市教育委員会からのお願い ～

稲城市教育委員会は、子供たちが抱えている課題や実態の共有を図り、児童・生徒を取り巻く環境の最適化を目指す、持続可能な学校づくりを目指しています。

学校と同じ思いで、児童生徒の健全育成に取り組んでいただける皆さまの参画を心よりお願い申し上げます。